

令和元年度 第1回大阪市建設事業評価有識者会議

日時：令和元年7月9日

開会 午前10時00分

開 会

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

それではただいまより、令和元年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

私は本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市市政改革室行政リスク管理担当課長代理の井手でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日ご出席いただいております委員の皆様及び本市の出席者はお手元の次第の裏面にあります座席表のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料を確認させていただきます。資料の右肩に資料番号をつけさせていただきます。

【資料1】が大阪市建設事業評価開催要領、【資料2】が令和元年度建設事業評価の進め方について、【資料3】が大規模事業評価「こども相談センター建替え事業」の調書及びその附属資料、【資料4】が「住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業」の調書及びその附属資料、【資料5-1から5-6】が事業再評価対象事業の一覧表、位置図及び調書及びその附属資料、【資料6】が事業再評価対象外事業の一覧表、今後の取組方針並びに位置図、【資料7】が継続中事業の自己評価結果、【参考】といたしまして、大阪市建設事業評価実施要綱となっております。

資料等に不足等はありませんでしょうか。

それではこれより議事に入ります。

報道関係者の方々におかれましては、これ以降の写真撮影、録画、録音などについては所定の位置でよろしくお願いいたします。

内容（１）委員交代に伴う座長選任等について

まず、委員の交代がございましたので今年度新たに座長を選任していただく必要がございます。

お手元の資料１、大阪市建設事業評価開催要領をご覧ください。

座長につきましては、第４条第１項「委員は、その互選により有識者会議の議事を進行する座長を定める」と規定されております。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○委員（織田澤委員）

私としましては、去年座長代理をしていただいていたこともありますので、引き続きお手数かと思いますが、ぜひ正司委員に座長をお願いしたいと思います。

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

皆様、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

それでは、ただいま織田澤委員より正司委員を推薦していただく意見がございましたので、座長を正司委員にお願いさせていただくことといたします。

続きまして、開催要領第４条第２項に「座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が座長の職務を行う」と規定されております。

正司座長、座長代理をご指名していただくよう、よろしく申し上げます。

○座長（正司委員）

座長を引き受けさせていただきます。代理の件なんですけれども、私が経済系の間ですので、ここは都市工学がご専門の北詰委員にぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

それでは、座長代理につきましては北詰委員によりお願いいたします。

座長となりました正司委員と座長代理になりました北詰委員につきましては、前方の席にご足労ですけれどもご移動をよろしくお願ひします。

(座長、座長代理 席移動)

○事務局 (井手行政リスク管理担当課長代理)

それでは、これからの議事進行につきましては、正司座長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

内容 (2) 令和元年度 建設事業評価の進め方について (説明)

○座長 (正司委員)

神戸大の正司です。どうかよろしくお願ひします。

それでは、まず内容2、「令和元年度建設事業評価の進め方について」、事務局より説明をお願ひします。

○事務局 (井手行政リスク管理担当課長代理)

では、お手元にあります【資料2】令和元年度建設事業評価の進め方についてご説明させていただきます。

今年度は、現在の予定では本日の会議も含めまして合計3回の有識者会議を予定しております。3回の議論の中で大規模事業評価を合計4事業、事業再評価につきましては合計11事業の審議をしていただくこととしております。

本日は第1回会議といたしまして大規模事業評価について2事業、事業再評価について3事業の審議をしていただく予定です。

大規模事業評価の視点につきましては資料2の中段、少し下のところに記載させていただいておりますが、6つの視点、事業の必要性、事業効果の妥当性、事業費等の妥当性、事業の継続性、安全・環境への影響と対策、PPP/PFIの手法等、事業の整備・運営手法の検討状況から審議して、妥当かどうか判断していただくこととしておりまして、事業再評価につきましては3つの視点、事業の必要性、事業の実施見通し、事業の優先度から審議いただき、事業再評価の評価分類について、事業継続A

からEの中から対応方針を決定していただくこととなります。

委員の皆様からの意見公表や対応方針の決定及び公表につきましては、来年の1月及び2月に予定しております。よろしくお願いいたします。

○座長（正司委員）

以上のような形で進めるので、委員の皆様よろしくお願いいたしますと思います。

内容（3）大規模事業評価について

ア 大阪市子ども相談センター建替え事業

早速本題ですけれども内容3ということで、まずは大規模事業評価から入っていきたいと思います。

本日は2件、予定されております。アということで「大阪市子ども相談センター建替え事業」ということでご説明を伺います。委員の皆様方には事前に質問をしていたいただきありがとうございました。

早速ですけれども、資料をいただいておりますので、担当局のほうから説明をお願いしたいと思います。恐れ入りますが10分弱でお願いしたいと思います。

○所管局（子ども青少年局子ども相談センター 田村調整担当課長）

子ども相談センター調整担当課長の田村でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、事業評価をしていただきますのは、現在中央区森之宮中央1丁目にあります、大阪市子ども相談センターの建替え事業でございます。建替え予定地につきましては、資料3の3枚目のところにつけさせていただいております位置図と拡大図をつけておりますけれども、浪速区浪速東1丁目のもと浪速青少年会館ということでございます。

それでは、具体的な説明のほうに入らせていただきます。

大阪市子ども相談センター建替え事業、資料3の附属資料のほうをよろしくお願いいたします。

それでは具体的な説明ですけれども、事業目的、事業内容についてです。1ページ

をご覧ください。

まず、児童虐待相談件数ですけれども、全国の児童虐待相談件数の年度別推移の表にありますとおり、増加が続いている全国の状況がございます。

次のページをご覧ください。児童相談所の機能強化にかかる国の動きでございます。平成28年には児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図るため、児童福祉司の配置基準などを盛り込んだ児童福祉法が改正されました。平成29年には「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、児童相談所一時保護改革が挙げられ、これを踏まえて発出されました「一時保護ガイドライン」においては、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備など、子供の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供することを求めているところでございます。

また平成30年に策定されました「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」におきましては、さらなる児童福祉司等の専門職員の増員による児童相談所の機能強化や一時保護の体制強化がうたわれまして、さらに本年6月には児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の改正案が可決されるなど、児童虐待防止対策の一層の強化が求められているところでございます。

続きまして、本市の状況でございます。3ページをご覧ください。

本市におきましても、相談受付件数は年々増加しておりまして、また虐待対応件数ですけれども、29年度には統計の取り方の変更によりまして、若干減少しておりますけれども、30年度には6,316件となりまして、再び6,000件を超えている状況でございます。

続きまして4ページをご覧ください。

この間、大阪市では児童虐待相談件数が増加する中、より迅速な意思決定、丁寧な対応を行うために、南部こども相談センターの開設、2021年4月には北部こども相談センターを新たに開設するなど、複数化を進めているところでございます。

さらに、法改正や一時保護ガイドライン等の趣旨を踏まえて、今回の整備を行うものでございます。

続きまして、事業の必要性でございます。5ページをご覧ください。

現在の一時保護所は改正前の児童福祉施設、最低基準より整備されたもので、現在の最低基準を満たしておりません。児童1人当たりの居室面積や一時保護ガイドラインに示されている個室化に対応できない状況でございます。

また、法改正等に伴い、児童福祉司等について増員する必要があると思いますが、面接室や事務スペースなど、将来的に不足が見込まれるような状況でございます。

続きまして6ページをご覧ください。

現在のこども相談センターの簡単な図面でございますが、各所に耐震壁があり、また中央部分に非常階段やエレベーターがあるなど、設計上大きな制約があることから、個室化に向けた改修ができない構造になっております。

続きまして7ページをご覧ください。

敷地には森の宮遺跡があり、建替えには土地の本格調査が必要となります。歴史的価値の高いものが出土した場合には、史跡の指定をされ、建設できない可能性もあります。また、その調査にも二、三年かかることが想定され、完成が遅くなってしまいます。また、現地での改修、建替えの場合は仮設が必要となりますが、その仮設の建設費につきましても10億円程度が見込まれているところでございます。このような状況から、現施設の改修や現地での建替えはできず、別の場所に建替え移転をする必要があると考えております。

続きまして、事業効果の妥当性でございますが、8ページをご覧ください。

事業効果の妥当性としまして、一時保護ガイドラインに基づきます、居室の個室化や家庭仕様の浴室、トイレ、リビングなどの整備などによる一時保護所の生活環境の改善、また開放型一時保護所の整備によるこどもの権利擁護。開放型一時保護所というのは、従来の一時保護所は閉鎖的な環境となりますけれども、開放型というのは通

学や外出することができる一時保護所のことを示しております。

また、法改正等による児童福祉司及び児童心理司の大幅な増員による児童相談所の機能強化を図ることができると考えておりまして、事業効果の妥当性はあるというふうに考えております。

続きまして、9ページをご覧ください。

まず、実施場所でございますが、令和3年4月の開設予定の北部こども相談センターの管轄を除いた13区内の本市の未利用地の中から、交通の利便性が高く、十分な敷地面積があることから戦略会議において、もと浪速青少年会館を選択したところでございます。

施設規模につきましてですが、10ページ、11ページの表に示しておりますように、管轄区が現在の20区から13区に変更になりまして、職員の再配置や定員数の見直しを行うため、必要な面積が減ずる要素はありますが、法改正に伴う職員の増員や、一時保護ガイドラインに基づく居室の個室化やユニット化など、整備に必要な面積を積み上げて算出させていただいているところでございます。

具体的には、児童相談所部分が3,300平米、一時保護所については1,900平米、新たに設置する開放型一時保護所で300平米を想定し、教育相談部門は移転後も市全域を担当するため、現在と同程度の2,300平米を想定しているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

一時保護所の定員についてですけれども、30年度の一時保護所の日平均入所児童数は男子学童が40人、女子学童が37人、幼児25人の合計102人となっております。また、一日の最大入所児童数は127人となっております。現在、定員を超過している現状もあり、また一日最大入所児童数が同日に発生した場合でも対応できるよう、3センター全体で130人とし、建替え後のこども相談センターの定員は男子学童25人、女子学童25人、幼児10人の合計60人を想定しております。

今後の入所児童数の予測は大変難しいところではありますが、直近5カ年の増加である20人程度が生じた場合でも、定員数を130人にすることで対応できるというふうに考えております。

続きまして、13ページをご覧ください。

敷地面積についてですが、まず北側道路につながる道路を確保する必要があります。また、JR関西本線と大阪環状線に挟まれていることから、かなりの騒音振動がございます。その対策のための離隔距離、また小学校と隣接していますことから緩衝地帯を設ける必要があります。こども相談センターと一時保護所のグラウンド、来庁者の駐車場、不登校児通所事業用のグラウンドや一時保護所の幼児の遊びのスペースなどを含めまして、合計1万平米とさせていただきます。

続きまして、事業費についてでございます。14ページをご覧ください。

これから基本計画に入るところで概算とはなりますが、北部こども相談センターの建設単価を参考に、1平米当たり44.6万円ということで、建設工事費につきましては34億8,000万円を見込んでおります。土地の土壌汚染対策費及び既存の建物の撤去費を9億1,000万円と見込みまして、合計総額46億1,000万円を見込んでおります。なお、今後基本設計、実施設計を行っていく中でコスト意識を持って進めていきたいと考えております。

続きまして15ページをご覧ください。

事業の継続性についてでございますが、児童相談所は児童福祉法に基づき政令指定都市にも設置が義務づけられております。こども相談センターは大阪市の重要施策として継続して実施してまいります。

維持管理費につきましてですが、人件費につきましては、法改正等の基準にのっとり職員を配置しますと、本務職員に関しては平成30年度の177人が23人増員され、200人必要となるように見込んでおります。職員単価を参考に配置基準に基づき算出した職員数で算定し、14億5,700万円、維持管理費につきましては、敷

地面積の減少による減額を見込みまして5億3,000万円、合わせて19億8,700万円を見込んでいるところでございます。

次に16ページをご覧ください。

安全環境への配慮でございますが、隣に小学校がありますことから、もちろん工事期間中はガードマンを配置することや、LEDの照明の採用、間伐材の使用、施設整備時の騒音、振動対策など、周辺地域への配慮も行うこと。できる限りのことを関係部署と相談しながら検討して、進めてまいりたいと考えております。

最後に、PPP並びにPFI手法の検討状況ということですがけれども、児童相談所は法律に基づく行政機関であり、公権力の行使を伴いますので直営による運営ということになります。また、施設整備についても最低基準や一時保護ガイドラインに基づいて行う必要があります。民間事業所の裁量の余地は小さいというふうに考えております。PFI事業は契約までの時間がかかり、また開設時期におくれが生じることなども想定されます。以上のことからPFI導入による効果は一定あるものの、民間の創意工夫が活用される部分が少ないというふうに考えておりまして、本事業におきましてはPFIを導入しないこととしております。

以上、こども相談センターの建替えについてご説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（正司委員）

ありがとうございました。それでは、委員の皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。

事業評価については6つの視点に沿って進めることとなっております。調書のほうはそれに基づいて作成されておりますが、その記述等で何かお気づきの点があればご指摘いただければと思います。

○委員（北詰委員）

北詰でございます。

2点だけありまして、1点目はシンプルな質問なんですけど、14ページの事業費の積算についてでございますけれども、昨今、建設費に関しては値上がりとかそういったことがありまして、多くの場所で予定価格ではなかなか建設できないといったことが民間事業者から言われ、入札であるとかそういった業務が円滑に進まない例がたくさん見られているのですが、今回のこの積算に関して近年の材料費や人件費等の値上がりはどのように見込んでおられるのかということが1点、これは質問に近いですが。

2つ目なんですけれども需要予測のところですが、ご説明でも非常に難しいとおっしゃって、確かに難しいところです。少子化で子供は減っているのに相談件数は急増していて、この傾向はこの事業期間の中でどこまで続くのかという見通しもまだ立たないというような状況で、需要予測が正確にできるとは私ども到底思わないわけですが、そういったしますと、逆に言いますと、この需要予測、前提としている需要予測の振れ幅が非常に大きい状態。従いまして、この想定している施設がすぐにでも満杯になるかもしれないし、一方で空いてしまうかもしれないという状況下ですね。この施設を何か柔軟に使えるような思惑といいますか、予定といいますかお考えがもしありましたら。すなわち、いっぱいであればほかの施設にヘルプを頼むというか、定員枠を流用するというようなことがないか、逆に空いてしまった場合は他の機能で埋めてしまうというようなことも考え得るのではないかとといったことについて、今の段階で具体的な案があるとはとても思わないんですけれども、方針と言いますかお考えみたいなものがありましたらご紹介いただければと思います。以上です。

○所管局（こども青少年局 こども相談センター 田村調整担当課長）

それでは、まず値上がりのことなんですけれども、ちょうど北部のこども相談センターが現在入札が終わりまして、その単価で入札がきちんとできておりますので、これについては一定、その分も加味して対応できる金額になるというふうに考えております。

○所管局（こども青少年局 こども相談センター岸本所長）

こども相談センター所長の岸本です。

2点目の需要予測について私のほうからご説明させていただきます。

今、委員からご指摘がありましたとおり、少子化の中でこれだけ相談件数が増え、かつ一時保護も増えていると。本当に不可解な現象ではありますけれども、人権意識の高まりから非常に通告も増えている、悲惨な事件もあって社会全体が非常に敏感になっているという実情があります。

実は、ここにお示ししている資料は現実には一時保護をしたお子さんの数であって、実は緊急性のない保護については随分待ってもらっているのがあるんです。それはどういうものかといいますと、施設へ入所中のお子さんで不適應の行動があった。例えば、入所児童同士の性加害であったり、万引きであるとか、暴力行為、こんなんについても性加害であれば緊急性があるということですのですぐにでも保護をするんですけれども、そこまで行かない非行行為であれば、一時保護所はいっぱいなので保護を待ってくれとかということで、結構待たせている実情がありますので、潜在的な人数は結構あるんです。あるいは地域から、今生活が荒れているので子供を一旦保護してほしいというお声もありますけれども、生命に関わるとか深刻なものでなければお待ちいただいている部分もありますので、そういう潜在的なニーズが結構読めない部分があるというのは一つご承知おきいただきたいと思います。

あと、いっぱいになった場合であるとか、空きが出た場合の対応なんですけれども、この資料にも書いているとおり、昨年、一時保護のガイドラインというものが厚労省から示されております。この中では閉鎖的な一時保護所での保護はできるだけ短い期間にきなさいと。一応2週間をめど。2週間の時点で開放的な環境に移せないかどうか、吟味きなさいという言葉で書かれておまして、どういうことかといいますと、一時保護所というのは基本的には勝手に家に帰らないとか、あるいは親が取り返しに来ないように外に出さないし、通学もさせないんです。ですけれども、例えば親の入院とかで別に帰ることもないし、通学させてあげたほうがいいような子は、委託する里親さんとか施設さえあれば、委託していくというのが国の方針ですし、現に私たち

もそのようにしているんです。昨今、ご存じかと思いますがけれども、施設じゃなくて里親さん、家庭で育つようにしましょうということで、施設に措置するばかりじゃなくて里親に出すのを増やさないということで、大阪市も新しい計画をつくっている途中なんですけれどもそういった流れもずっとありまして、里親改革を随分進めております。この間も一時保護委託をかなりしておりますので、そういった柔軟な対応というものは十分可能だと考えております。

一方、空きが出た場合ですけれど、そこは正直読めないですけれども、先ほど言いましたように、潜在的なニーズがまだまだあるということと、本来あまりこれまではやっていないんですけど短期間の入所指導というのも実は一時保護の機能の中に本来あるんですね。

例えば、なかなか学校に行けず生活リズムを立て直したいとか、あるいは一人親家庭で子供自身が洗濯とか身の回りのことを自分でできれば不潔な状態が解消されるのに、ということで、過去にはそういうお子さん、小学校高学年ぐらいのお子さんでしたら生活力をつけていただくというので1週間限定で生活訓練で保護するというようなことも過去にはやっておりましたので、仮に空きができたとしても私たち非常にいろいろな機能がございますので、無駄になることは決してないと考えております。

○委員（北詰委員）

ありがとうございます。

○座長（正司委員）

ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。

先ほどの後者の話は、もし調書に何か書き加えるとしたら、事業効果の妥当性のあたりに考えておられることを加えることも不可能ではないと思うんですけど、そこまでするかどうかというところを少し論点になるかと思います。

特にご意見はございませんでしょうか。

○委員（北詰委員）

むしろ少な過ぎるといふのを考えながら、そういうようなことを書いてもいいんですが、大丈夫ですか。

○座長（正司委員）

フレキシブルな対応のこともいろいろ考えているということをつけ加えてもいいのかなと思いますけど、なしでも。皆さん、別にご意見がないようであれば無理につけ加えなくてもいいのかなと。ただ、委員会としてはこのあたりぜひ、今おっしゃられたところを深く関係部署と連携しながらやってくださいという要望事項としてはあるかなというところはどこか記録に残しておいたほうがいいかなとは思っています。

○委員（清水委員）

清水です。12ページの緊急の幼児の子供の算定の仕方なんですけれども、男子学童が25名、女子が25名、幼児10名でトータルが50、50、30ということなんですけれども、12ページのところに書いていただいています。幼児が最大で39という数があって、平均25名の方が入所していらっしゃるところで、定員が30というところ、少し少な目の算定になっていらっしゃるのかなと思うんですね。居室を見せていただいても、幼児は幼児で別に部屋が必要になってくるかと思えますし、この30であったり、男児、女児ですね。このあたりの人数の算定の基準等があったら、教えていただきたいと思えます。

○所管局（こども青少年局 こども相談センター 岸本所長）

幼児につきましてはですね、先ほど申しましたとおり外部委託を行いやすいです。確かに最高値でいくと30と非常に多いんですけれども、その柔軟性がより高いので、そこは低めにみているということ。あと、生活単位を大体5人ワンユニットで考えていますので、5の倍数でいくと2ユニット。幼児さんについては、それが妥当なところではないかなということで、10名。若干少ないようにうつるんですけれども、そういうふうにさせていただいています。

○委員（山本委員）

移転先に文化財は埋まっていないということは、確認されているんですか。

○所管局（こども青少年局 こども相談センター 田村調整担当課長）

はい。そこは確認しております。

○委員（山本委員）

わかりました。ありがとうございます。

○座長（正司委員）

いかがでしょうか。特にお声が出ないようですので、時間の関係もございまして、大阪市こども相談センター建替え事業について、先ほどありました6つの視点について、皆様方がどうお考えか、確認をさせていただきたいと思います。

まず一つ目、「事業の必要性」について何かございますでしょうか。

残りが五つあります。「事業効果の妥当性」「事業費等の妥当性」「事業の継続性」「安全・環境への影響と対策」「事業の整備・運営手法の検討状況」「PPP／PFI等」との絡み。そのあたり、何かございますか。少し要望事項的な議論はあったところですが、特に修正や追記する必要性は皆さんありませんか。

それでは、全体として、委員会として、この事業評価をどう判断するのかという結論を出したいと思いますが、事務局が特にご意見がなければ、特段今後の運営について、少し議論はさせていただきましたけれど、建替え事業そのものについては、「妥当」という結論にさせていただきたいと思いますがいかがでしょう。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。本日はお疲れさまでした。

イ 住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業

○座長（正司委員）

それでは、到着早々で恐縮ですけれども、二つ目の大規模評価「住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業について」移りたいと思います。

説明を10分弱でお願いします。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

福祉局弘済院経営企画担当部長の酒井です。

本日は、住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業につきまして、有識者の委員の皆様から外部からの視点でご意見をいただきたいと存じます。

事業の内容は、この後、説明させていただきますが、ご承知のとおり、2025年には、団塊の世代が全て後期高齢者になる。その中で、高齢者人口の伸びを上回る勢いで、認知症高齢者が伸びてくるといったことが見込まれております。

とりわけ本市におきましては、ひとり暮らしの高齢者の割合が非常に高く、住み慣れた地域で尊厳を持って、安心して暮らしていただくためにも、認知症高齢者への施策は重要、かつ、喫緊の課題として認識しているところでございます。

このため、住吉市民病院跡地に弘済院の機能を継承・発展する市民病院等を整備し、認知症について、先進的な研究を行っております大阪市立大学が運営することで、大阪市民のみならず、大阪全体の認知症施策にも資するものと考えております。

2024年、令和6年度の新病院等の開設に向けて、着実に本事業を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

なお、本日は本事業の関係所属として、健康局も同席させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、事業の内容につきまして、担当課長の方から説明させていただきます。

○所管局（福祉局弘済院 松元施設整備担当課長）

福祉局弘済院施設整備担当課長の松元でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私の方から、住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業について、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

事業内容の前に、まず、近年の経過についてでございます。資料の2ページ左側、弘済院をめぐる経過をご覧ください。

この弘済院については、平成25年12月の戦略会議におきまして、施設の老朽化が進んでいる附属病院については現地建替え、第1特別養護老人ホーム及び第2特別養護老人ホームについては早期の民間移譲について検討を進める、建替え財源確保のために用地の売却の準備を進めるといった、「弘済院の今後の方向性について」を決定し、以後、附属病院の現地建替えの検討や、用地売却などの取組を進めてまいりました。

右側の住吉市民病院をめぐる経過をご覧ください。住吉市民病院については、平成24年5月、府市統合本部会議において、大阪急性期総合医療センターへの機能統合案とする方向性が確認されました。その後、病院跡地へ民間病院の誘致を図りましたが、いずれも不調に終わり、跡地の活用について課題が残っている状況になりました。

3ページをご覧ください。そこで、平成29年11月、前市長が住吉市民病院跡地に大阪市立大学の附属病院を誘致し、弘済院附属病院の認知症医療機能を移転するとともに、小児・周産期機能を付加することを検討すると表明しました。

以後、本市と市立大学で新病院等に関する協議を続け、本年4月、戦略会議において、住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想及び弘済院の今後の方向性の変更について決定したところでございます。

5ページをご覧ください。新病院等の整備スキームです。図の左側、点線で囲んでいる弘済院附属病院及び第2特別養護老人ホームの認知症医療・介護機能を右側の本事業で整備します新病院等へ継承することを示しております。

6ページをご覧ください。事業実施場所は、大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号であり、7ページには現況を示しております。8ページには、弘済院の場所を、9ページには、弘済院と住吉市民病院跡地の位置関係を示しております。

続いて、10ページをご覧ください。事業目的です。新病院等、これには病院、介護老人保健施設及び研究施設等を含みます。これらを住吉市民病院跡地に整備することにより、弘済院が培ってきた認知症医療介護機能を継承しながら、先進的な研究を

行い、認知症の人に対する総合的な支援の充実を図るものです。

11ページをご覧ください。上位計画等における位置づけとして、新病院等に関する基本理念や機能等を取りまとめた、住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想と、新病院等の運営に関する具体化協議に向けて市立大学と取り交わした、住吉市民病院跡地に整備する新病院及び研究施設の運営に関する具体化協議に向けた確認書が該当します。

また、特別職による意思決定事項等として、本年4月24日、基本構想及び弘済院の今後の方向性の変更について、戦略会議において決定したものです。

12ページをご覧ください。基本構想の主なポイントです。1点目が大阪市立大学が運営することを前提として、弘済院の認知症医療・介護機能を継承する新病院等を住吉市民病院跡地に整備することとし、2024年度の開設を目指すこと。

2点目が新病院の病床数は120床とし、定員100人の介護、老人保健施設を併設すること。

3点目が認知症及び関連する高齢者医療・介護等に関する研究施設等を整備すること。これらを決定しております。

13ページをご覧ください。事業内容です。市立大学が運営することを前提として、弘済院の認知症医療・介護機能を継承する新病院及び介護老人保健施設、また、認知症及び関連する高齢者医療・介護等に関する研究施設を住吉市民病院跡地に整備するものです。

真ん中、下部の枠囲みにありますように、住之江診療所は、新病院開設に伴い、小児・周産期棟として転用します。なお、小児・周産期医療に関する整備については、今回の評価対象事業ではないということを市政改革室より伝えられています。

14ページをご覧ください。事業規模です。敷地面積は、約15,730平方メートル、建物の延床面積が約1万8,900平方メートルで、内訳として、病院・老健棟は5階建で約1万5,700平方メートル。研究棟が3階建で、約3,200平方

メートルであります。

15ページをご覧ください。事業費等の概算です。整備事業費として、89億2,900万円要すると見込んでおり、このうち、建設工事の経費として、85億9,200万円を見込んでおります。

16ページをご覧ください。事業スケジュールです。今年度は基本設計を、来年度は実施設計を、令和3年度から建設工事に着手し、令和6年度中に新病院等の開設を目指して、取り組んでまいります。

17ページをご覧ください。事業の必要性についてです。

まず、本市においては、認知症高齢者の増加率は65歳以上の高齢者数の増加率を大きく上回っており、今後も高齢者の増加率以上に認知症高齢者の増加率が上回る見込みであります。

18ページをご覧ください。また、本市では、高齢者世帯の占める独居率は、政令指定都市の中で最も高く、平成27年度では、高齢者世帯の42.4%が独居、24.6%が高齢者夫婦世帯であり、認知症の早期発見・治療に加えて、在宅療養も困難な世帯が多い状況であります。

19ページをご覧ください。専門医療機関の現状です。本市では、認知症疾患医療センターとして、弘済院附属病院を含む6か所を指定し、専門的な認知症医療の提供を行っております。

この認知症疾患医療センターとは、認知症疾患の鑑別診断のための人員・検査体制を有しており、認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期医療を行える病院や、他の医療機関と連携体制が取れている病院等で、都道府県、政令指定都市が指定しており、市民の高齢化が進む中、市内における認知症専門医療の充実が望まれています。

20ページをご覧ください。弘済院における大阪市民への健康医療・福祉サービス提供の現状です。附属病院は、吹田市に所在しますことから、入院患者に占める大阪

市民の割合が約 20%にとどまっており、大阪市民の利用がしづらい状況が伺えます。

21 ページをご覧ください。認知症に関する研究の必要性については、今後の高齢化の進展を考慮しますと、本市の認知症に係る医療・介護等の社会保障費の増嵩が見込まれており、認知症の原因究明や新たな治療方法の確立の取組を推進していく必要性は高いものと考えております。

また、認知症医療と介護の連携の必要性については、現在のところ、認知症に対する根治的な治療法はなく、保険診療にて可能な診療範囲が限られていることから、専門的な認知症看護・介護・支援の果たす役割が大きく、医療と介護を連携し、切れ目のない治療・ケアを実施することが望まれると考えております。

また、地域連携等の必要性については、認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、専門的な医療・介護を提供し、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように支援の強化が求められていると考えております。

次に、これら認知症を取り巻く課題に対します、事業効果の妥当性についてご説明いたします。

22 ページをご覧ください。弘済院は、吹田市の北部に所在していることから、弘済院の医療・介護機能を新病院等へ継承することにより、市内における専門医療の充実と大阪市民への健康医療、福祉サービスの向上につながるものと考えております。

23 ページをご覧ください。新病院等には、研究施設を整備することとしており、先進的な認知症研究に取り組み、研究成果を本市の各施策に反映するとともに、大阪の健康寿命の延伸や、今後見込まれる本市の医療・介護費等の社会保障費の増加抑制に貢献させていくことができると考えております。

24 ページをご覧ください。新病院では、認知症に係る専門的な診断を行い、症状に合わせた治療と治療に引き続いて行う各種のリハビリを実施します病院、専門的な認知症介護を行う老健を併設します。これにより、医療と介護の一体的な運営が可能となり、イメージを図示しております院内循環型システムを構築し、認知症の症状に

合わせて、医療と介護が切れ目のない治療・ケアを実施することが可能になると考えております。

25ページをご覧ください。地域連携等の推進についてです。認知症医療の中核となる新病院と老健が協働し、地域医療機関や福祉施設等と適切な役割分担の下に連携を強化することで、循環型の医療・介護システムの確立に寄与し、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう支援することが可能になると考えております。

また、医療・看護・介護・福祉に携わる人材を育成し、地域の介護力の向上を図ってまいります。

26ページをご覧ください。実施場所については、新病院等を整備する住吉市民病院跡地ですが、大阪市民病院機構により返還を予定している用地に整備するもので、新規に土地を取得するものではありません。施設規模については、基本構想に基づき、120床の病院と100人定員の老健及び研究施設を整備し、先進的で良質な認知症医療及びその合併症医療を提供する新病院と医療・介護の連携を図り、切れ目のない治療・リハビリが効果的に行われる老健を併設いたします。

新病院は、3病棟、15診療科と放射線部等の中央部分を揃えることとしております。研究棟は、4分野にわたる先進的な認知症研究及び人材に資する施設として、複数の研究室や講堂等を備えることとしております。

27ページをご覧ください。病棟等の内訳です。新病院の病棟では、BPSDの顕著な患者に対するもの忘れ病棟で30床、認知症高齢者に好発する内科系疾患、軽い脳血管障害の発症した患者に対応する神経内科・内科病棟で45床、高齢者に好発する外科系疾患、看護度の高い内科系疾患に対応する長寿医療病棟で45床を整備します。

老健では、もの忘れ病棟に対応する療養室が定員40人、神経内科・内科病棟及び長寿医療病棟に対応する療養室が定員60人の施設を整備します。

28ページには、棟ごとの床面積を掲載し、29ページから32ページにかけては、各棟の代表的な部門ごとの内訳を示し、33ページから36ページにかけては、各施設の平面図及びイメージ図を掲載しております。

次に、37ページをご覧ください。事業費は表のとおり、整備項目ごとの費用を見込んでいます。このうち、建設工事概算額は、85億9,200万円を見込んでいます。こちらにつきましては、同規模の公立病院等の建設工事事例を参考にした建設単価を基本とした概算としており、妥当なものと考えております。

また、参考までに2016年に入札になりました、住吉区にございます府市共同住吉母子医療センターの実績を掲載しております。

今回の整備において、新病院に老健を併設しますことから、厨房等の一部諸室を共有することが可能となり、単独でそれぞれの施設を建設するよりもコストを抑えることとなります。

38ページをご覧ください。事業の継続性についてです。表の差引収支のとおり、整備する新病院等については、将来的な収支は赤字を見込んでおります。もっとも、認知症に関する医療は、治療方法が十分に確立されておらず、効率性・収益性の面から非常に厳しいものがございます。

また、認知症の原因究明や新たな治療方法の確立を目指す研究は、社会保障費の増加抑制に貢献するものと考えております。

これらの事情を鑑みますと、事業の継続性を担保するためには、一定の公的関与が必要不可欠であると考えているところでございます。

なお、新病院の収支概算には、小児・周産期医療関係も含まれるものであります。

39ページをご覧ください。安全・環境への影響と対策についてです。現在、基本設計に着手したところでございますが、工事中の安全を確保することはもちろん、省エネルギー性等にも考慮しつつ、十分な安全性を備えた施設整備を行ってまいりたいと考えております。

40ページをご覧ください。PPP／PFI手法等検討状況です。記載のとおり、市立大学が運営主体となることを前提したものであることから、デザインビルド方式を検討いたしましたが、整備内容等については、検討会議を含む関係機関において、検討された医療機能等を反映した整備内容となることから、性能発注方式にはなじまず、従来型手法に適性があるものと考え、本事業への導入を行わないということで、市政改革室とも調整済みでございます。

以上、住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業につきまして、ご説明いたしました。ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（正司委員）

ありがとうございました。それでは、委員の皆様いかがでしょうか。事業の継続性のところで、「公的関与が必要である。」で止まってしまっているんですが、これでは継続性があるかないか、我々判断のしようがないのですが、どういうふうにこれは読めばいいのでしょうか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

採算性が今取れないという事業計画的な形になっておりますので、それをどうするかという考え方なんですけれども、今現在、弘済院の方におきましても相当の税を投入して事業を進めております。

その事業の今かかっている税を目安として、この新病院等の運営を行っていきたいというふうに考えておりますので、そういった面で、今かかっている税等を目安とするということで、事業の継続性を踏まえているというふうに考えているところでございます。

○座長（正司委員）

言葉じりを捕えて恐縮なんですけど、目安と言われましても、その目安をどう捉えておられるのか、まずはそもそもわからないですし、それを限度にされるつもりはないので、限度とおっしゃってないんだと思うのですが、それでは継続性の論拠がないよ

うに思うのですけれども。わかっていただけますでしょうか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

金額的なイメージということでございましょうか。今、説明の中では、安定稼働します10年目で11億ほどになっておりますけれど、今、弘済院でかかっております税等という形でいきますと、毎年約9億2,600万ほど税をつぎ込んでいるといった状況になっています。

ただ、調書で示しております11億といったものの中には、退職給与積立金といった金額が入っております。それを除きますと、現在、弘済院がかかっている金額と比較をする上で、退職給与引当金を除きますと、8億9,200万といった形で、今かかっている税等の範囲内になっていると。

この中で病院なりを運営するだけではなくて、研究費用、この説明の中にも4億以上が研究費用にかかわるものでございますので、この研究を進めて、健康寿命の延長なり、今後、社会保障費というのが伸びていくといった形での、伸びの抑制なども期待しているところでございます。

○座長（正司委員）

二つ大きな疑問があって、市大が運営されるんですね。市大さんも独立行政法人なんですけど、市大へ大阪市がその分の補填をされるという、そのところのコンプライアンスは、どういうふうに整理されているかというのが、全然わからないの一点。

もう一点は、認知症の治療の研究開発で研究スペースを持つ効果なんですけど、この分は当然経費はかかるわけですけど、ここの費用は誰がどうやって、どう賄うような形になっているのかが気になります。

それに絡めて、そもそも認知症に特化されると保険点数を稼がないといけないので、現状の弘済院よりも収入が落ちるのが常識なんですけど、特化されないんだったらいいんですけども。そのあたりは、どんな検討が実際にされているんですか。

○所管局（福祉局弘済院 松元施設整備担当課長）

本市におきましては、国の認知症施策の推進総合戦略、新オレンジプランに基づきます、早期の在宅、地域復帰を目指すための先進的で良質な認知症医療の身体合併症医療、介護サービスの提供ですとか、地域で不足する認知症医療・介護の人材育成、また、社会保障費の増加抑制にも貢献する認知症研究といった命題に対応する最もふさわしい組織は、学術研究・教育機関である市立大学であると考えております。

民間病院では、認知症医療と認知症高齢者に特化した身体合併症医療を認知症の専門的なケアやリハビリ等とともに提供し、ADLの低下を抑止し、早期の在宅復帰を目指す医療機関はほとんどないのが実情でございます。

認知症医療は、まだ、十分に確立されたものではございませんでして、現状では、根治が不可能な疾病であり、また、効率性・収益性の面から収支均衡を図ることは、困難という特性も有していると考えております。

こうした事情から、新病院等を市立大学が運営する意義と公的関与を行う必要は大きいと考えております。

○座長（正司委員）

すれ違っているみたいなんです、もう。他はいかがでしょう。

○委員（清水委員）

今の弘済院の市民の利用率は20%にとどまっているということで、ご説明があったかと思うんですけれども、今回移転をされるのは、同規模より少し大きくなるのかなと思うんですけれども、もちろんこれからの伸びがということでご説明があったんですけれども、今回、この規模の施設が必要になるということの、必要性というのがよくわからないというか、本当にここまで要るのか若しくはこれで足りるのかというところがご説明いただけたらと思います。

また、他に市内に3か所、4か所病院があるということで、22ページ等に示していただいていますけれども、今回非常に近いところにも、センター等があるというこ

とが示されています。これらとの何か、施設の特化というか得意分野のすみ分けとい
いますか、そういったところというのはどうなるのか。近いだけに、こういったご研
究をここで期待ができるのかであったり、こういった機能が更に期待できるのかとい
うところをもう少しご説明いただけたらと思います。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

病院の必要性といった形になると思うのですけれども、認知症疾患医療センター、
今は6か所、市の方で施策として必要だという形で作っておりますけれども、弘済院
が、言えば吹田にありますので、実質、市内には5か所しかない中で、結構、今、聞
いていますのは、一つ聞いているのは、ひと月程度疾患医療センターの方で待ってい
る実情もありますので、市内に要るのではないかというのは、これは間違いがないと
ころで、国の方も7万人に1か所程度、認知症疾患医療センターが要るといった形で
いきますと、本市の場合は70万人近くいますので、10カ所程度という、算定上は
あるのですけれども。

そういった形での必要性があるというのと、南部の方は、大阪市内医療圏、4医療
圏ございますけれども、南部はやはり高齢者の数が多いといったこともございます。

これに認知症疾患医療センターの置き方とか、配置、今後の役割なんかは、認知症
施策の中で位置づけられるというふうに考えますけれど、南部は後期高齢の数とかと
いうのは、市内の中でも多いといった状態がございますので。

ただ、そこでの病院の規模なり、必要性につきましては、そこに病院を設置するに
当たりまして、病院再編計画というのを策定しまして、大阪府の医療審議会なり、厚
生労働大臣の許可が必要といった形になりまして、今、その病院再編計画につきまし
て策定中でございます。今後、医療審議会なり、国の方には、それを策定した上で、
説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○座長（正司委員）

よろしいですか。

○委員（清水委員）

その病院策定計画というのは、これから策定をされるということなんですよ。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

今、現在、府と調整しているところでございますので。

○委員（清水委員）

それに先立って、まずは、この事業の評価をしなくてはならないということなんですか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

今現在、吹田にあります弘済院、これを持ちまして、市内の認知症施策を進めている実態の中で、弘済院の機能を継承していくといったことにつきましては、この間、長い間、ずっと議論をやっておりまして、市会等の議論を踏まえて、継承していかなあかんといった形は、これは、ほぼ確定している状態の中で、市内に持って行くことについて、先ほどの利用率もございましたけれど、大阪市税をこれだけの分をつぎ込んでおりますので、市民のためというのを第一義的に考えていかなければならないといった中で、昔は十三市民病院で、この機能が果たせないかといったことも検討しましたけれど、結果的にそれが困難といった状況の中で、今回、住吉といった形で、市内の皆様には、利便性も含めて大幅に向上するのではないかというふうには考えております。

○座長（正司委員）

今のご質問に絡んでなんですが、一旦、急性期の方にですね、機能統合されると決めたのにですね、ここに、言ってみたら建替えですよ、という、一旦、葬られたのが復活した、意思決定の背景というか、上の計画がまだ決まっていけないのに、どういう議論なんですか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

機能を統合させていただいたのは、小児・周産期医療でございまして、その空いた

敷地でもって、何が必要かといった形を検討した上で、そこで認知症施策についての特化ではないですけど、認知症を中心とした病院を置くといった形での判断をされたというのが経過でございます。

○座長（正司委員）

了解です。少し説明が読みにくかったです。

○委員（織田澤委員）

織田澤と申します。大阪市の病院が吹田にあって、20%しか市民の利用がなかったということを聞いて、初めて事前の説明で伺って、驚いたのですけれども。

単純に興味ですが、そういった場合というのは、吹田の方からの、いわゆる税の支援というか、そういうのは全く無く、大阪市の財源で運営されてきたということですか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

はい。

○委員（織田澤委員）

それに対して、土地を移転して、おそらく市民の利用が大幅に増加するという観点からすると、おそらく同じお金をつぎ込んでも、市民の生活に寄与するという事だと思っております。

バリューフォーマネーというか、同じお金でも、つぎ込んだ先の価値が違いますというようなことだと思っておりますので、もし何かそういう視点を必要かどうかあれですけど、明確に示された方がよろしいのではないかなというふうに思います。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

ありがとうございます。

○委員（山本委員）

今回、単純にその移設というわけではなく、大阪市立大学に運営をお願いするということと、研究施設も作るということになっているのですが、それは市大が研究す

ると、運営するというふうになった経過について、単純に移すということではなく、研究をつけるとした理由についても、もう少しご説明をいただけますか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

病院なり老健だけの運営でございましたら、民間委託もございませし、元々、弘済院は現地建替えといったことも、平成25年には決まっておりました、そのときには、市民病院機構が運営するといったことも決められておったわけでございますが、研究と、先ほど、課長から説明ありましたとおり、この認知症に関しまして、なかなかまだ予防法とか、そういうのが確立されていない中で、この研究をやっていくといったことについての重要性につきましては、先月の18日に閣議決定されました、「認知症施策の推進大綱」、この基本的な考え方の中でも、認知症の発症や、進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の研究を進めていくといったことが、強くうたわれております。

市大の方も、今までも先進的な研究を進めておりますので、病院、老健、研究、これを3つの施設、三位一体的に運営していくところは、市大しかないというふうに考えているところでございます。

○座長（正司座長）

市大が、お金の面でどこまで責任を取って、福祉局はどうなっているのかというのが、全く資料がないのですが。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

先ほどの質問もそういったことだったと思うのですが、今、現在、市大ともこの新病院の運営に関しまして、検討会議を中心に協議を進めているわけでございまして、当然、市大が運営すると確定した折には、市大とも協定書を結んで進めてまいりたいというふうに考えています。

今、現在、市大の方につきましても、当然、研究というのは、なかなか基礎的な部分は財源もございませぬ。病院につきましても、先ほどから説明しておりますと、

収支がなかなか採りにくいといった状況の中で、きっちりと市の方から補填、まあ言えば交付金等で、補填をしていただく必要があるといった形も申されておりますし、市の方としても、責任を持ってやっていくといった形の中で、コンプライアンスになるかどうかあれなんですけれど、逆に、市がそういった収支的な面の面倒を見ていくといった形につきましては、当然のことながら、毎年、予算に計上した上で、ちゃんと説明責任を果たした上で、毎年の予算計上といった形で考えておりますので、その中できっちりと説明してまいりたいというふうには考えております。

○事務局（羽東市政改革室長）

その点なんですけれども、12ページに戦略会議の意思決定が3点のついていますけれども、昨年度の予算市長ヒアリング等でも、お話としては基本的に、シミュレーションということを僕が言ったと思うのですけれども。

基本的には収支がとんとんだよと、市としてのコンセンサスをこうしていくというスタンスは当然なんですけども、これは収支見込みも含めて、全体として、この住吉市民病院の跡地に建てたとしても、バランスが取れるという説明と、今の説明が微妙に違うので、当然、大阪市としては、今後もやっていくわけなんですけども、そこが多分ないと。その上でのシミュレーションがどうなっているのかという話だと思うのですけれども。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

今、ここに書いてますのは、3施設合わせまして、11億ほどの収支が、赤字が見込まれるといった形の資料しかついておりませんが、その中の考え方でいきますと、この中には、先ほど説明しましたとおり、弘済院では今見ていない、退職給与引当金というのが2億程度含まれておりまして、それを除きますと9億と。

そこまで、説明を書いてないというのがございましたら、資料の方は、まずくて申し訳ないのですけれども、基本的な考え方でいきますと、それを除きますと、現行かかっている弘済院の赤字、税投入額の範囲内に収まると。

この収支概算につきましても、基本的な同規模の病院を基に、指標等を基にやっておりますので。そんなに上にぶれたり、下にぶれたりするものではないというふうには考えております。

あと、研究についても4億程度多く見積もっております。これは、市大の方から、今現在、こういった研究をしたいといった中での、先生方の人件費とかというのを中心としたものになっております。

それ以上のものについては、当然、大学としても、研究の財源は、国とかそういったところも含めて、外部資金を導入していくといったことは、努力していただく必要があるというふうには考えております。

ちょっと資料的にいきますと、1ページだけで、11億ほどの赤字といったことしか書いていなくて、どうやって賄っていくかところが書けてないというのは、申し訳ないというふうに考えてます。

○座長（正司委員）

今のご説明でも、よくわからないのですが、そこだけを聞いていると、退職金関連、大きく見せていますという説明にも聞こえるのですけれども、それは、そういう意味ではないですね。まさか。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

民間で収支を考えるに当たりましては、当然、その収支上でいくと、職員の退職給与引当金とかも経常的経費に入ってくるといった形で、今、現在、弘済院につきましては、退職金とかの場合は、一般会計の世界ですので、別で支出しているといった状態がありまして、今、決算として報告させてもらっているのは、その退職金というのが入っていないといった形になっておりますので、比べるに当たってという形で、今、基本構想の中では、この11億円以外にも、きっちりと退職給与引当金は幾らといった形も、実はきっちりと書かせてもらっているのですけれども、今日の資料では、そこが明記されてないといったことがありますので、そこは資料的に申し訳ないなという

ふうには考えております。

○座長（正司委員）

いかがでしょう。

○委員（綴木委員）

今のご質問から、離れてしまうのかもしれないのですけれども、研究もということ、市大の先生からも、研究のやりたいこと、リクエストがあるということですから、研究をされるわけなので、特許とかいろいろ出てくると思うのだけれども、そういう知財の所属先というか、それはどちらになるのですか。運営の意味が、ちょっとよくわからないので、その辺を教えていただきたいのですが。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

今、現在の見込みの中では、そういった特許というか、それに開発の発明に伴っての収入というのは、全然見込んでおりませんが、基本的に大学の知的財産になろうかなというふうには考えております。

○委員（綴木委員）

お金は出すけど。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

収入が生じたときには、当然のことながら、毎年、出そうとして考えています交付金なんかでは、当然、収入が多くなれば、交付金は減っていくといった形で、毎年、予算などで、そこはきっちりと議論をする必要があるというふうには考えております。

○委員（北詰委員）

2点ありまして、まず一つは、別の言い方をさせていただくと、事業の継続性についてですけれども、今後も、市から、現状弘済院を運営するに当たって必要とされている財政支出並みの財政支出があると、委員が納得できるような説明はありうるかという問題ですね。これが一つ。

それから、年度会計なんで、将来になってしまっ、ここで約束できないのは、百

も承知で申し上げますので、そういう意味ではなくて、例えば、今回、病院プロジェクトで実現しようとする医療公共サービス全体の価値から見て、あるいは、大阪市の持っている病院政策とか、医療政策、介護政策から見て、こういった財政支出は、計画上しっかりと乗っかっているのだという説明でいいと僕は思うのですけれども。

そういう意味で、今後とも弘済院で実現している財政支出並みの財政支出は、今後の大阪市のこの分野での政策実現において必要だと言えるという、定性的な説明が欲しい、これが1点目です。

2つ目は、全然違う観点なんですけど、あるいは、この事業評価からは、少しずれるのかもしれませんが、現在、吹田市の弘済院に20%の大阪市民が使っていることは、80%は市外の人が使っているのですね。これが大阪市に移転したら、当然、その80%の人は、どこで治療を受けたらいいのかという問題が起こるのですが、大阪市としては、知ったことではないという話にするのか、これはほかの大阪市以外の医療施設で引き続き治療を受けてくださいという形にするのか。何か、こう言及する必要があるかどうかなんです。

これは、事業評価とは、直接関係しないとは思いますが、これまでそういうふうに来てきたわけですから、何らかのコメントが要るかなというふうには思います。すなわち、現行80%の人達が、今回移転する、この地域で引き続き受けてくださいという話ではないのですね、多分ね。その辺に対する、コメントなんかは、あってもしかるべきかなと思います。以上です。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

2つ目の点につきましては、先ほど申しました病院再編計画、これは府の医療審議会にかけるに当たりまして、当然、出ていく側の豊能の医療圏になるのですけれども、そこの方でどういうふうに行っていか。影響なども含めて、今、診ていただいている方については、きっちりとフォローしていくといった形は、もう地元の方の医師会などにも説明させてもらっております。

ただ、大阪全体でいきますと、病床が過剰な状況というのは、これは府の医療構想の中にも出ておりますので、豊能についてもしかりでございますので、現在、90床の病院で、稼働率5割といった状況、四五十人という状況を考えますと、さほど影響がないのではないのかなという気持ちは持っていますけれども、ただ、豊能の医師会等につきましては、しっかりと説明をしてまいりたいというふうに考えております。

最初の継続性の関係ですけれども、市長といたしましても、今、現在、かかっている税、この中で目安としまして、当然、医療機能なり介護とかを発展させるのと、認知症の研究、これをやっていくというのは、大きな意義があるといった形で判断した経過もございますし、今後の大阪市の中期収支とか、そういった中では、今、現行の分を見込んでございますので、弘済院がなくなることで、落とすといった全体的な計画にはなっていないというふうには理解しております。

○座長（正司委員）

時間がかかりすぎてしまったのですけれども、調書等について、皆さんのご意見を聞きながら、少し気になった点があるので、少し修正していただきたいと思うのですが。

まず、1つ目の事業の必要性というのは、ここの議論はなかったのですけれども、読むとですね、15診療科が要る必要性が一切書かれてないので、だったら、認知症対応だけでいいのではないかということになるような気がするんです。

その点が、建てようとされているのは、決して、認知症に完全特化していませんので、規模の小さな総合病院にするか、むしろ総合病院をもってくる話になっていますので、それとの整合性がある形にさせていただかないと、そもそも議論の俎上に乗せられない。

事業費等の妥当性のところも、研究棟も込みの病院を普通の病院の単価で計算されても困ると思うのですけれども。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

病院は病院として、収支を基本的な平均的な指標でもって、事業収支をはじいている。

○座長（正司座長）

やはり、単価根拠を示していただかないと。先ほどの説明だと、研究棟に、何が入るのか全然決まっていなみたいなので、単価根拠が出しようのないような気がしますけれども、それを見せていただく必要があるかなと思うのです。

それから、事業の継続性、いろいろ議論が出たのですけれども、北詰先生は、優しくおっしゃっていますが、まずは、赤字が増えない説明が本来的には必要ではないか。

説明ができないのであったら、増えても持ち続けられないといけない意義。現状の例えば、市大さんですと、医学部附属病院に加えてこの施設をつけ加えないといけない説明という形での説明がないと、追加してこの病院をこの地区に作る必要性の議論ができないと思うので、そのあたりの理由を、ちゃんと説明していただきたいなど。

最後は、座長だけが気にしているのかもわかりませんが、これから市大とのお金の面を詰める、ということは、病院の人もどこの所属になるのか、現状ではわかってないという状態、そんな状態で、事業にゴーサインを出していいのかなと。

この評価委員会としては、心配ですとしか言いようがないのですが。事務局の方で整理していただきたい。

○所管局（福祉局弘済院 中西院長）

今のご質問に対する十分な答えなのかどうかはわかりませんが、先ほど認知症に特化した病院と、純粹に認知症のみの治療でしたら、精神科病院でも対応が一定可能なんですけど・・・。

○座長（正司委員）

それなりに、私、知っていますので。

○所管局（福祉局弘済院 中西院長）

ですけれども、認知症の方の身体合併症の・・・。

○座長（正司委員）

だから知っていますと、わかっています。理解した上で言ってます。だったら、15でなくて5つでいいでしょうと話が出てきますから。

○所管局（福祉局弘済院 中西院長）

5つと申しますと……。 （精神科……）。

○所管局（福祉局弘済院 酒井経営企画担当部長）

そこは、基本構想にはどういう診療をやっていくかということは、詳しく書かせてもらっているのですが、本日の資料では、座長がおっしゃっているとおり、説明資料的には乏しいというふうに感じておりますので、資料につきましては、今後、また調整させていただいた上でやっていきたい。

○事務局（羽東市政改革室長）

大阪市が意思決定した内容として、収支がこれまでの弘済院をベースに考え、そこから赤が増えないというのが一つの考え方の中で、全体スキームの話と市大との関係との話も含まれるのですが、この建設事業評価として、実際ここでご審議いただきたい内容というのは、こういう建物を建てるけれども、全体スキームの中で言われているような、今後の事業の継続性、いわゆるランニングのところはどうなのというところを本当は見ていただきたかったもので、その点、シミュレーションというか、そこをしっかりと一回する形で進めていきたいというふうに考えています。

○座長（正司委員）

すみません、少し資料を作り直して、説明をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、住吉市民病院については、持ち帰りということで、事務局で、また調整させていただいて、再度ご議論願うことになると思います。

本日は、保留という形でとめさせていただきます。

内容（４）事業再評価について 街路事業

○座長（正司委員）

それでは、次のブロック、事業再評価に移りたいと思います。いずれも、街路事業でございます。

3事業について、事前説明も受けているので3事業合わせて、10分ぐらいで説明願いますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○所管局（建設局 西尾街路課長）

資料5について、まず、5-1に、今回対象の3路線を並べてございます。一覧表でございますが、こちらの資料を中心に、ご説明をさせていただきます。まず、簡単に、街路事業の背景、進め方、特に前回の再評価以降の考え方を整理した部分をご説明いたします。資料の5-2をご覧ください。

5-2の1ページでございます。下の都市計画道路事業につきましては、都市計画法に基づき、交通施設として位置づけられ、用地買収をしながら進めている事業でございます。特に、前回の再評価からの考え方の視点について申しますと、5ページをご覧ください。

昨今の財政状況も厳しくなっておりまして、限られた財源を有効に使うということで、事業を進めている事業中の路線につきまして、平成28年9月に整備のプログラムということで、優先順位の整理をして、市民の声も聞きながら、策定いたしました。

5ページの上の方に、優先度が高い路線に重点を置き、整備を進めることとしております。大きく4点、ポイントを絞りまして、1点目は、密集住宅市街地における、防災骨格を形成する路線に重点をおいております。

都市計画道路を整備することで、延焼遮断、もしくは緊急交通路として機能する、こうしたことも重視して事業を進めるのが1点目でございます。

2点目は、他事業と連携して進めるべき路線ということで、下にあります住宅事業、もしくは、右にございます自動車専用道路、高速道路と合わせて事業を進めるもの、

もしくは連立事業ということで、鉄道交差と合わせてする事業、このあたりに力点を置いていきます。

3点目は、淀川左岸線2期ということで、このあたりの高速道路についても、力点を置いております。

最後に、4点目は、用地取得率が高く、整備効果の早期発現が見込める路線ということで、こうした路線を、力点を置いて進めております。

この結果、7ページ目をご覧ください。市民にも公表しているものでございまして、事業中路線ということで、上から優先順位1番から並んでおりまして、31路線が事業中でございまして、それぞれ上から優先順位をつけております。右のほうに、防災骨格路線というのが、密集市街地にかかわる路線、他事業との関係する路線、あと、重点的に進める路線、こうしたものを上から順番に並べておりまして、右の前期5年で完了させるもの、また、後期5年で完了させるもの、もしくは、まだ継続するものという位置づけをしております。

今回、対象とする3路線につきましては、23番目に桜島東野田線（四貫島）、29番目に新庄長柄線（菅原）、31番目に東野田河堀口線（上本町）というように、平成28年9月の時点の優先順位としましては、下のほうでございました。

その後の位置づけとしましては、次の8ページの上を示しておりますとおり、この平成31年3月に大阪市で無電柱化推進計画を立ててございます。今後、10年間で整備を目指すべき路線ということで、一点目の防災機能の向上にて、災害時の緊急交通路として重点14路線を、図に示すとおり指定しており、これに含まれる路線については力を入れて進めるため優先順位を上げております。

今回対象の一番目、「新庄長柄線（菅原）」は北摂方面に伸びます重要な路線の一つという位置づけがされております。もう一つ神戸方面として、「桜島東野田線（四貫島）」についても神戸方面の大事な路線ということで優先順位はそれ以降上がっております。あと、「桜島東野田線（四貫島）」につきましては臨海部方面へ延び

る路線ということで、その下にございます2025年万博開催、もしくはI Rにつながるネットワークとして優先度を上げて整備をする必要性が出てきております。以上が整備の進め方でございます。

それぞれの路線につきまして、大きな変更点を中心に説明させていただきます。資料の5-3をご覧ください。

一つ目の路線が1ページ目の上にございます「新庄長柄線（菅原）」の整備事業でございます。位置図、図の1ということで3ページ目をご覧ください。市内の北側、東淀川区に位置しまして、先ほどの無電柱化計画にもございましたが北摂方面に伸びる重要な幹線道路になっております。延長は540メートル、現道は幅員23メートルございますものを40メートルに拡幅する事業でございます。

「事業の必要性の視点」にありますようにB/Cは1.68となっております。この路線の前回との変更点としましては、1ページ戻っていただきまして、2ページの一番上でございます。完了予定ということで、表の真ん中が前回の評価時点、右側が今回の評価時点を示しており、一番上の段の完了年度が前回は平成30年度としておりましたが、今回は令和8年度となっております。

これは冒頭説明いたしました平成28年9月の整備のプログラムで優先順位を決めまして少し時間が必要となったためであります。

「事業規模」の中の進捗率に書いてあります用地取得率が前回は45%でしたが、今回は74%となった結果、全体事業費につきましても55%から62%に伸びております。

⑦の「事業の実現見通しの評価」ということで、前回はC評価にさせていただいておりましたが、用地取得率が伸びまして、実現性が出てきているということでB評価にさせていただいております。

5番の「事業の優先度の視点の評価」ということで、これも前回はC評価でございましたが、これをB評価に上げさせていただいておちます。これは「重点化の考え

方」にありますように、先ほどのご説明で無電柱化推進計画において重点14路線の位置づけということで優先度を高めまして段階的に整備を進め、優先的に整備を進めるほかの路線の収束に合わせて、本格的に事業を実施したいと思っております。

以上のことから7番目の「対応方針」でございますが、前回は事業継続Cでございましたが、今回は事業継続Bとさせていただきます。変更の視点としましては、繰り返しのなりますが、無電柱化推進計画、重点14路線に位置づけましたことから、優先度を上げてございます。ということで、令和8年の完了を目指していきたく思っております。以上が一つ目の方針となります。

次に、二つ目の路線です。資料5-4をご覧ください。

「桜島東野田線（四貫島）」でございます。3ページ目の位置図をご覧ください。此花区の四貫島に位置しており、これも先ほどの無電柱化の計画でありましたが、神戸臨海方面を結ぶ重要な幹線道路ネットワークでございます。延長は480メートル、現道は幅員34メートルございますものを40メートルに拡幅する事業でございます。B/Cにつきましては、1.3となっております。

前回からの変更点としましては、1ページ戻っていただきまして、2ページ目でございます。①の完了予定の一番上段でございますが、前回は平成30年度完了予定としておりましたものを、今回は令和7年完了予定としております。こちらにも整備プログラムの策定と、万博開催に向けて完了させるよう設定するため変更しております。

②の進捗率でございます。用地取得率が、前回は85%だったものが今回は100%となっております。用地は全て完了済みであり、あとは工事を残すのみとなっております。全体事業費につきましても前回から増えておりますが、これは用地が100%買えたので実際の額で精査したものでございます。

この結果、⑦の「事業の実現見通しの評価」は、前回はB評価でございましたが、今回はA評価となっております。用地取得率が100%で終わっておりますので、工事を進めて完成させたいと思っております。

5番目の「事業の優先度の視点の評価」でございます。これも前はC評価でしたが、今回はA評価としております。これは「重点化の考え方」にあるとおり、無電柱化計画で重点14路線の位置づけをしたとともに、2025年の万博に合わせて完了させる路線と位置づけております。

これらのことから「対応方針」の7番目でございますが、前は事業継続Bでしたが、今回は事業継続Aということで、「(理由)」にあるとおり、繰り返しになりますが、無電柱化計画の位置づけとともに万博に向けて完成を目指しております。

次に、三つ目の路線でございますが、資料5-5をご覧ください。

「東野田河堀口線(上本町)」でございます。3ページ目の図1、位置図をご覧ください。ただきまして、市内中心部を南北に走る、大阪城の南側でございます。天王寺区に位置し、これも幹線道路でございます。延長が1,040メートル、現道は幅員24メートルでございますが、これを27メートルに拡幅する事業でございます。B/Cは1.37となっております。

1ページ戻っていただきまして、2ページ目の大きな変更点としましては、一番上段の①完了予定年度につきまして、前回の評価時点では平成31年度完了予定としておりましたが、今回は令和10年度完了予定となっており、これも整備プログラムで優先順位を整理した結果となっております。

この他、変わっておりますのが③の全体事業費ということで、見通し額が約1億伸びております。これは少し用地を買うことで若干数字が伸びております。

この路線につきましては、「事業の実現見通しの評価」がC、「事業の優先度の視点の評価」がCで、「対応方針」がCとなっており、これは前回から変わっておらず、引き続きCということで、「今後の取組方針」にもございますが、限られた予算の範囲では、重点的な予算配分は難しく、当面の間は買い取りの要望に対応するなど限定的な事業実施となりますが、今後、優先的に進めるほかの路線の収束に伴いまして、

予算の確保ができ次第、事業を実施し完了を目指したいと思っております。

以上が3路線のご説明でございます。よろしく申し上げます。

○座長（正司委員）

はい、ありがとうございます。それでは、皆さん、いかがでしょうか。3路線ございます。前回、対応方針からの変更もありますので、そのあたりも気になったらご指摘いただけたらと思います。

○委員（北詰委員）

2点ありまして、1点目は街路事業における歩行者、自転車及び歩道空間を行き来する人たちにとって、どういう便益があるかという点です。費用便益分析はマニュアルどおりされておられるのですが、基本的には車の移動に関する便益を中心とした考え方です。資料5-6にもございますように、もちろん歩行者便益を若干計上する部分があって、一定カウントとしては、今回の費用便益分析に歩行者の便益を定量的に見ておられるかどうかというのを確認させていただいた上で、実際この街路事業はかなり車の交通量が多いところにおける街路事業であるけれども、それでもなお整備される歩道空間で、その地域の歩行者、あるいは歩道をメインとして移動される方々に対して、どのような便益があると考えているかについて、加えて、定性的な部分についてもお示しいただけるといいかなと思います。これが1点目です。

2点目は一番最後の3番目の部分ですけれども、評価Cとされているところですが、これから先、この事業進捗を加速させるのにどのような工夫があり得るのかについて、見通しはないかという質問です。このままいくと、また同じように用地買収が進みにくかったので、5年度にやはり困難でしたということになると、事業評価としては々々厳しいのです。進まない理由はわかりました。しかし、この評価を得て、今後は少し加速できる見通しは何か別の手段としてあり得るのかという点について見通しはないかということです。

この2点について、申し上げます。

○座長（正司委員）

はい、よろしくお願いします。

○所管局（建設局 西尾街路課長）

はい、1点目の歩行者便益ということですが、それぞれ各路線につきましても幅の差はございますが、歩道部分も現道から拡幅する事業でございますので、便益は計上しております。特に、三つ目の路線の資料5-5にございます「東野田河堀口線（上本町）」につきましては、4ページ目の図2のところにもございますが、西側は歩道がない形になっております。それを西側に用地取得することで、道を拡幅してその部分に歩道をつくるということになっておりますので、4ページに示しておりますような歩行者快適性向上ということで、通行が安全になる、もしくは快適になるという視点で便益を計上しております。車線数は変わらないので、車の便益は上がりませんが、ここは歩行者のための機能向上というのが非常に重要でございますので、こういった調書になっておりまして、便益を計上してございます。他の2路線につきましても、拡幅する要素もございますので、快適性向上という視点での便益は計上させていただきます。

2点目の「東野田河堀口線（上本町）」の対応方針は、事業継続Cという進め方でございますが、最初にご説明させていただきましたとおり、平成28年9月に街路の事業中路線の進め方ということで、整備プログラムを出させていただいております。資料5-2の7ページの整備プログラムの一番下にこの路線がございます。順番に優先順位1番から完成させていきたいと思っておりますので、ここ5年の間には上の路線を順次完成させていきながら、優先順位が下の路線にシフトしていきたいと思っております。

また、街路事業の特性でございますが、法的に建築制限等かけておりますので、土地の買取請求がございましたら、それに応える必要もございますので、そういった対応もしながら進めていくとともに、歩道がないと申しました区間につきましても、特

に交差点付近において、用地を譲っていただければ、少し溜まりの空間ができて、安全になるところは、こちらからの働きかけもしながら、ポイント、ポイントで効果のある整備といたしますか、用地の取得の方法を考慮しながら事業を進めていきたいと思っております。

○座長（正司委員）

よろしいですか。いかがでしょうか。

○委員（織田澤委員）

今回ですと、2路線が無電柱化の計画の事業に位置づけられているという理解でよろしいですか。これは私自身の学術的興味でもありますが、広域道路ネットワークが完成すると、防災上の様々な効果が発現しますが、事業区間を細かく切ってしまうと、その部分の便益が個別の事業では評価されないこととなります。それについてはプラスアルファ便益として、それぞれの区間を整備することで広域ネットワークがつながることの便益があると思います。調書にもそういった視点が重要であり、明記されているような調書になると望ましいと思います。こういった便益計測ができないかなという興味があるもので、マニュアルにはない部分の便益ということで、調書にしっかり書かれることが望ましいと思います。

○座長（正司委員）

何かございますか。

○所管局（建設局 西尾街路課長）

ありがとうございます。どうしても用地買収を伴うので、事業区間はある程度区切った中で集中的に投資効果、特に交差点の付近において、効果を上げながら事業を進めております。また、先生がおっしゃるように、効果という点ではもう少し大きなところで捉えながら、進めていきたいと思っております。

○委員（北詰委員）

織田澤先生がおっしゃったような、今回はいいですが、一般論の話です。費用便益

分析のマニュアルは、あくまでも議論の出発点であって、マニュアルどおりに計算すれば、それでオーケーということはないというのがマニュアルにも書いてあると思います。今回、例えば、 B/C が1.3という数字ですから決して高くはないです。ある程度予想が外れたり、見込みが違えば、下手をすれば0.9とか、0.8になり得るぐらいの数字です。

一方で、織田澤先生のご指摘のような、例えば、ネットワーク効果であるとか、そういったもので今回マニュアルに入っていない便益というのもたくさん本来あるので、その部分を議論するのがこの費用便益分析マニュアルがスタート地点であるということの趣旨ですので、特に B/C が必ずしも高くはないもの、1.3とかについては、マニュアルに書かれていない便益について、積極的に評価をし、今回の事業評価の項目に入れていくというスタイルが望まれると思いますので、ぜひ、お考えいただければと思います。

○所管局（建設局 西尾街路課長）

はい、ありがとうございます。国でも様々な検討をされている中で、定量化の手法というのが非常に複雑で自治体に任せられているところもありがとうございます。今回の路線ではありませんが、密集市街地で整備する場面においては、別の様々な効果がありますので、数値的に計算している数式がある場合は、積極的に取り入れながら先生ご指摘のように、引き続き進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○座長（正司委員）

ほか、いかがでしょうか。ご意見、ございませんでしょうか。

1点、確認させていただきたいのですが、最後は資料5-1を公表資料等で使われることになると思うのですが、それぞれの事業があって、備考欄のところで特に対の方針の変更理由のところですか。先ほどございました無電柱化推進計画の話についてです。2番の路線は無電柱化推進計画と万博対応ということで、ポイントが書かれています。北詰先生のご質問の歩行者便益をここまで書き込んだほうがいいと思いますが、

そうではなく、個別の調書に書かれてあればよいですか。

○委員（北詰委員）

それでいいと思います。

○座長（正司委員）

そうすると資料5の事業目的のところには、歩行者の便益について、もう一つ書いてありません。もう少し書いてあるほうがよいというのは印象としてはあります。また、ネットワーク効果のところは北詰先生、織田澤先生の知恵を借りながら検討していただければと思います。

それではこのままでよろしいでしょうか。

そうしましたら3事業とも妥当という判断をいたします。よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

内容（5）事業再評価対象外事業等について

内容（6）継続中事業の自己評価結果について

では、議事を進めたいと思います。次は報告事項であります。内容5で「事業再評価対象外事業等について」。それから内容6ということで、「継続中事業の自己評価結果について」。事務局からお願いします。

○事務局（足立行政リスク管理担当課長）

事務局をしております市政改革室行政リスク管理担当課長の足立でございます。

本日の会議の審議対象ではございませんが、今年度の再評価対象外事業及び継続中事業の自己評価につきまして、報告させていただきます。

まずお手元の資料6「令和元年度、事業再評価対象外事業一覧表」をご覧ください。大阪市建設事業評価実施要項に基づきまして、事業進捗率が90%以上かつ5年以内に完了の見込みのものにつきましては、再評価の対象外とするということにしてございまして、今回は2件ございます。

1 件目が大和川北岸線整備事業。それから 2 件目が鶴見緑地事業でございます。2 件とも事業進捗率は、90%以上、完了年度につきましては、両事業とも延長はしてございますが、5年以内に完了の見込みがあるということになっているものでございます。詳細につきましては、資料6の次ページ以降にそれぞれの事業の中身をまとめてございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料7の「継続中事業の自己評価結果」につきましてもご説明させていただきます。資料1枚目につきましては、今年度の自己評価の結果をまとめたものでございます。自己評価につきましては、事業再評価が5年ごとでございますので、その期間中において、所管局での事業の遅れ等をチェックしてもらうということを目的としまして、事業の進捗に役立てていただくということでやっていっているものでございます。

この1枚目の一番右側「自己評価」の欄をご覧ください。この欄で、自己評価の対象でございますが、平成27年度から29年度に再評価を実施した25事業が対象でございます。この結果ですが、全25事業のうち、ア、計画どおりに進捗しているという事業が6事業でございます、イ、計画どおりに進捗していないというのが19になってございます。

イ、計画どおりに進捗していないとしたものが19事業ということで、非常に多いという印象を受けられるかもしれませんが、これにつきましては、今年度から自己評価の方法を少し変更したためでございます。

昨年度の有識者会議におきまして、事業費等の数値が変化していないけれども、何か進んでいるとしている事業があるとされているということがございまして、昨年度はちなみに27事業のうち3事業が進捗していなかったという形になっていたんですけれども、これに対しまして意見があったものでございまして、今年度からは事業費ベースで進捗が上がっているものをアというふうな形で、ちょっとルールを改正したものでございます。

従いまして、イが再評価の時点からの計画で進捗したかどうかをはかっておるんですけれども、実際この中でも事業が進んでいるというものが多数ございまして、ほとんど19のうち13事業は計画どおりにはいかないものの進捗しているということで確認はしてございます。

資料7の次ページ以降には、それぞれの事業の詳細を載せてございますので、またご覧いただければと思います。

報告は以上です。

○座長（正司委員）

はい、ということでございます。報告事項ではありますが、何かご質問等ございますでしょうか。自己評価結果の下に理由を書くという、アとイを変えたので、少し書き込むようになってます。何か、コメントはございますでしょうか。

○委員（織田澤委員）

19のうち16は計画どおりじゃないけど進捗していると。3は要注意だということなんですけど、そもそもこの資料の作成意図としては、要注意をあぶり出すというところかなと思って。このやっぱりイの中でも、色分けというか、そこが本質的には工程の管理上、重要じゃないかなと思うんですけど。今回の改変、修正でそれがやっぱりわからないままになっているんじゃないかなという心配がございますけれども。

○事務局（足立行政リスク管理担当課長）

ご意見ありがとうございます。ご意見のとおりでございまして、この表の中身について確認しましたところ、6事業が進捗していないのですけれども、ほとんどが地元との用地交渉ですとか、そういったことで事業が延びているということでございます。ここにつきまして、コメントが足りなかったことは申しわけございません。次回以降、そういった進捗をはかってないものにつきましては、コメントをつけるように工夫させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長（正司委員）

6 ページあたりを見ていると、イ、ですけれど、それなりに進んでいて大丈夫のものもあるんですが、一方で、その前のページ、用地交渉絡みは同じ分類になっているので、このあたりがもし何か書ければいいなということが今の織田澤委員のご意見だと思います。

○委員（織田澤委員）

この委員会としてはそのほうがいいと思います。

○事務局（足立行政リスク管理担当課長）

そうですね。承知しました。特に、イにつきましては来年度以降、もう少し工夫して表現するようにさせていただきたいと思います。

○座長（正司委員）

ほか、よろしいでしょうか。

○委員（山本委員）

調書等に「完了年度」が書いてあるんですけど、延長、延長となっていて、5年前の評価の時点から延長されていて、大体理由は「用地取得に思ったより時間がかかりました」という事業がすごく多いと思うんですけど、あれもう少し本当に現実的なラインで書くということはできないのか。本当にそれ必ずしも、理想を言えばこれぐらい、みたいな意味合いでしか私は捉えていなくて、何かもう少し本当にこのあたりでできるかどうかということをおある程度説明いただくとかができないか。本当にいつできるのかとかがわからないまま評価している気がしていて。何とかならないのかなということなんですけど、何かご意見いただけないですか。

○事務局（足立行政リスク管理担当課長）

ただいまの意見でございますけれども、基本的に長期にわたる事業につきましては、その辺の不確実性が出てくるというのもこれは事実でございますが、事業再評価とか、今回の大規模事業につきましても、基本的に我々のほうで事業の工程のほうも進捗見通しがあるのかというのは一応確認はさせていただいております。しかし、実

際のところ交渉のところどれぐらいかかってしまうのかというところは本当に読めないところがございまして、その部分はいたし方ないのかなというところが一部はございます。

○委員（山本委員）

例えば、さっきの道路の話で、継続の方針がCと書いてあって、でも「令和10年完成予定」と書いてあるんですが、多分全然進んでないんじゃないですか。よほどの事情がない限り、もっと重点的にやるという根拠とかが何かないかとか、変わる余地はないのかという、そういう事情がない限り基本的に多分、令和10年では終わらないようなイメージなんですけど、何かそれに合わせて変更するだとか、何とかならないのかなという、もう少し意味のある数字として見たいなというのが私の思いとしてあるということだけ、ちょっとお伝えしときたいと思います。

○委員（織田澤委員）

もう本当に山本委員がおっしゃったことと全く同じなんですけど、恐らくセンサデータが更新されたりしたら、一気に費用便益が悪くなるか、そういうことも想定されるので、しっかりと早期にやっていくということだと思んですけど、A、B、Cの判定と曲線の角度が対応しているぐらいのほうが何となくいいかなと。そういうものが引けるのか、どう引くのか、CだけBというのでこれおっしゃられたとおり、これ無理だなんて担当者も思っているというようなちょっとそういう実情じゃないかなと思うので。一定程度、ちゃんとした目標になるような、特にAはアクセル踏んでいくので、ぐっと上げていきますから、その辺から連動していると非常にいいのかなというふうにちょっと思いました。

○座長（正司委員）

街路事業については、実はそういう見直しプログラムをやってまして、実際先ほどあったのは見直しの中で、残った事業について進める。それでも遅れるというのが基本で、もう一回見直してプログラムをつくるという話になるんですけども、一旦都

市計画決定を打ったのを見直すのはなかなか大変なことなのですが、ただそれをやらないともたないというのは皆さん、おっしゃるとおりなので。今、逆に言うところでの工夫はもう少しできる範囲でやっていただけたらというふうに思います。よろしいでしょうか。

はい、そうしましたら、本日の座長として仕切るところはここまででございますので、事務局へ戻したいと思います。

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

長時間にわたってご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第1回大阪市建設事業評価有識者会議を終了させていただきます。

なお次回の建設事業評価につきましては、9月19日を予定しておりますが、予定しておりました案件に加えまして、本日の案件で追加の説明、保留となりました福祉局の「住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業」につきましては、再度審議の対象としたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。